

葉山港ディンギーヨット陸置施設年間利用者募集要項

- 申込み受付期間 平成26年2月1日(土)～平成26年3月1日(土)
- 申込み受付方法 下記申込・問い合わせ先への郵送(平成26年3月1日(土)の消印のあるものまで受け付けます。)又は葉山港管理事務所の受付窓口を持参。
- 申込・問い合わせ先 葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾート
〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内50(葉山港管理事務所)
電話 046-875-1504

○ 募集の内容

区 分	施設名	艇 の 長 さ	艇 の 幅	艇 数
ディンギーヨット(陸置)	本港船舶 保管地	5.0m以下	1.8m以下	50艇
募集枠：一般20艇、法人ヨット部 10艇、学生団体 20艇				

- 注) 1 今回募集するディンギーヨットとは、帆走を原則とする艇で、自力でスロープを使用して艇の揚げ降ろしをする艇をいいます。
- 2 艇の長さ及び艇の幅は、カタログに記載されている長さではなく、陸置時に艇に設置されている金具及び附属品を含んで実測した艇の全長・全幅をいいます。
- 3 申し込み状況により、一部の募集枠について、募集枠に満たなかった場合は、満たなかった枠を限度として、募集枠を超える応募があった他の枠の艇数を増枠する場合があります。

応 募 資 格

- ・ 本人名義で艇を所有しているか又は所有する予定がある方(共同利用者含む)。
- ・ 本人又は同一世帯の方が、すでに葉山港で係留施設又は陸置施設の利用承認を受けていない方(共同利用者も含む)。ただし本応募に際して共同利用を廃止する場合は除きます。(当選後の利用承認申請までに廃止届を提出してください。)
- ・ 一般枠については、同一世帯による複数の応募は無効となります。
- ・ 法人ヨット部については、1法人につき5艇まで応募ができます。現在承認を受けている法人に関しては、5艇から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。
- ・ 学生団体(学校教育法第1条に規定する学校の長が課外活動団体として認めているヨット部等をいう。以下同じ。)については、1団体につき10艇まで応募ができます。現在承認を受けている学生団体に関しては、10艇から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。
- ・ 本応募に関して、別添の「葉山港ディンギーヨット陸置施設年間利用者募集申込書」の共同利用者名簿に記載される方は応募できません。
- ・ 複数の募集枠に応募することはできません。

<目次>

- 1 募集の申込みから抽選まで
- 2 当選後の手続
- 3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 4 募集の申込みに必要な書類
- 5 当選した場合に必要な書類等（利用承認申請書類）
申込書（裏面 共同利用者名簿）

応募に当たっては、条件がありますので、この募集要項を最後までよく読んで申し込んでください。

1 募集の申込みから抽選まで

申込みの受付

- 受付期間 平成26年2月1日（土）～平成26年3月1日（土）
- 受付方法 郵送（平成26年3月1日（土）の消印のあるものまで受け付けます。）又は葉山港管理事務所の受付窓口に持参。
- 申込先等 別添の「葉山港ディンギーヨット陸置施設年間利用者募集申込書」に必要事項を記載のうえ、葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾートへ郵送（〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内50）又は葉山港管理事務所の受付窓口に持参してください（午前8時から午後5時まで）。
 - ・ 応募書類は、お返しできません。
 - ・ 応募書類に不備がある場合又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

抽選番号通知

- 平成26年3月15日（土）までに応募者宛てに「抽選番号」を発送します。
 - ・ 平成26年3月18日（火）までに「抽選番号」の通知がない場合は、葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾートまでご連絡ください。
 - ・ 「抽選番号」を通知した後であっても、応募資格がないことが判明した場合には、抽選に参加できません。

抽選

- 応募数が募集数を超えた場合は、抽選を行います。
 - ・ 抽選日時 平成26年3月28日（金） 午前10時から
 - ・ 抽選場所 葉山港管理事務所3階多目的室A（神奈川県三浦郡葉山町堀内50）
 - ・ 抽選は公開で行いますが、抽選会への出欠は当落に関係ありません。
- 抽選方法
 - ・ 当選者が辞退したときなどのために、一定数の「補欠順位」を抽選により決定します。
 - ・ 当選者が辞退した場合は、「補欠順位」に従って利用者を決定します。
- 抽選結果をお知らせする方法
 - ・ 抽選日（平成26年3月28日（金））の午後1時以降に、葉山港管理事務所掲示板に抽選結果を掲示するとともに、葉山港ホームページに掲載します。

<http://www.riviera-r.jp/hayama/>

- ・ 文書による通知 平成26年3月28日(金)以降に、応募者全員に抽選結果を通知します。
- ・ 電話による問い合わせにはお答えできません。
- ・ 当選者には、利用承認申請手続に必要な書類をお送りします。

2 当選後の手続

利用承認申請手続

- 平成26年4月13日(日)までに、葉山港管理事務所に住民票を持参し、艇の搬入予定日をご連絡ください。
- 艇を搬入する日までに、利用承認申請書類(後述「5 当選した場合に必要な書類等」)を持参してください。

艇の搬入及び船長・船幅の実測

- 艇の搬入は、葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾートと日程調整のうえ、住民票を持参した日以降平成26年4月30日(水)までに行ってください。
- 艇を葉山港に搬入する際に、艇の「長さ・幅」を実測し、募集した施設の規格内であるかどうかを確認します。

施設利用料(陸置料)について

- 利用料(1年分)に相当する神奈川県収入証紙を購入して申請書に貼付してください。なお、神奈川県収入証紙は、葉山港管理事務所でも販売しています。

3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件

- (1) 応募書類を受け付けた後は、その内容を変更できません。
- (2) 応募書類に不備又は虚偽の記載があることが判明した場合、艇の「長さ・幅」が募集した施設の規格内でない場合、又は、上記の艇搬入期間内に艇を搬入して利用承認申請手続を行わない場合には、申込み又は当選を無効とします。
- (3) 施設利用に際しての主な条件は、次のとおりです。

利用できる者の範囲	利用を承認された者及び利用承認申請時に登録した共同利用者並びにこれらの者の同伴者 ※学生団体及び法人ヨット部については、共同利用者の登録はできません。 ※利用承認後の共同利用者の追加は原則として認めません。
艇の変更	艇の変更は原則として認めません。
名義変更	相続、合併などにより名義変更(地位の承継)を行う場合には、認められますが、権利の譲渡は原則としてできません。

- (4) 施設の利用承認期間は1年間ですが、継続のための利用承認申請を審査した結果、特別な支障がないと認められれば、継続利用できます。ただし、病気その他の特別な理由がなく、利用承認を

受けた期間中に1度も出港しなかった場合は、継続利用を承認できません。

- (5) 営利を目的として施設を利用したり、施設内外での艇を利用した営業行為を行うことはできません。
- (6) 施設の利用にあたっては、別添の「葉山港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱」を厳守していただきます。
- (7) 休港日及び施設の利用時間は次のとおりです。

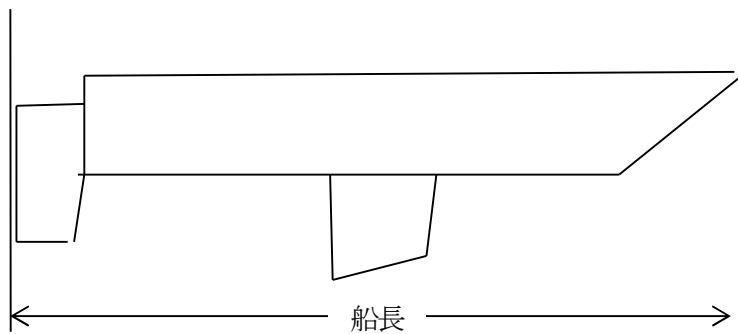
ア 休 港 日	火曜日（7月1日から8月31日までの間を除く）。ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）。 なお、平成31年3月31日までは休港日は設けない予定です。	
イ 施設の利用時間	7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び祝日	午前7時30分から午後7時まで
	その他の期間	午前8時から午後6時まで
ウ 窓口の受付時間	7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び祝日	午前7時30分から午後6時まで
	その他の期間	午前8時から午後5時まで

- (8) 施設の管理上必要がある場合は、利用を承認した施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。
- (9) 年間の利用料(平成25年4月1日現在の消費税5%を含む金額)は、次のとおりです。
ただし、平成26年4月1日からの消費税増税に伴い利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改正された場合は、現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

【年間陸置料（抜粋）】

艇 の 長 さ	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
4.0m以下のもの	118,650円	142,410円
4.0mを超え 4.5m以下のもの	140,490円	168,550円
4.5mを超え 5.0m以下のもの	173,440円	208,190円

- (10) 利用料の算定に係る艇の長さ（船長）は、下記の例のとおりです。
陸置時に艇に設置されている金具等の附属品を含んで実測した艇の全長とします。



- (11) 次の船舶については申請により利用料を1/2に減額するものとします。
 - ① 学生団体が当該団体本来の活動のために使用する艇
 - ② 障害者手帳の所持者が操船する艇及びその伴走艇
 - ③ 青少年を対象として、海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、

当該団体本来の活動のために使用する艇
利用料の減額についての詳細は、窓口にご照会ください。

4 募集の申込みに必要な書類

申込書	・この募集要項に添付されている「 <u>葉山港ディンギーヨット陸置施設年間利用者募集申込書</u> 」に必要な事項を記載してください。 ・共同利用者については、裏面に記載してください。
返信用封筒	・ <u>2通</u> （抽選番号及び抽選結果を通知する際に使用します。封筒には、 <u>応募者の氏名、住所、郵便番号</u> を記載し、80円切手を貼ってください。）

5 当選した場合に必要な書類等（利用承認申請書類）

<平成26年4月13日（日）までに>

応募者本人の3か月以内に交付を受けた住民票（応募者本人の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。）を葉山港管理事務所の受付窓口に持参し、艇の搬入予定日をご連絡ください。

<艇を搬入する日までに>

次の書類を葉山港管理事務所の受付窓口に持参してください。（郵送による申請はできません）。

なお、申請に際しては、当選した本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証など顔写真付きのもの）を必ず持参してください。

(1) 利用承認申請書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

(2) 添付書類

① 誓約書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

② 艇の横全景写真(裏面に申請者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)

③ 艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの。)

④ 共同利用者全員の申請前3か月以内に交付を受けた住民票の写し(共同利用者の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。)

葉山港ディングーヨット陸置施設年間利用者募集申込書

葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾート

代表取締役 渡邊 昇 殿

私は、葉山港ディングーヨット陸置施設年間利用者募集要項の記載内容及び応募資格等を了解のうえ、申し込みます。なお、この申込書に記載内容の不備又は虚偽の記載があるときは、申込み又は当選を無効とされても異議ありません。

平成 年 月 日

該当する応募資格 (該当するいずれかに○をつけてください)	A 一般 B 法人ヨット部 C 学生団体	受付番号 ※記入は不要です	A - B - C -
----------------------------------	---	------------------	-------------------

ふりがな			
氏名	(生年月日)	年	月 日
	※法人・学生団体は団体名を記入		
住所	〒 電話 ()		
	※法人・学生団体は、団体の所在地を記入		
上記以外の連絡先	(名称) 電話 () (所在地)		
共同利用者	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合には、申込者を除く全員の氏名を裏面に記入のこと) <input type="checkbox"/> 無 ※法人・学生団体は、共同利用者の登録はできません		
艇型	<input type="checkbox"/> メーカー・艇種 () <input type="checkbox"/> 艇種未定 (購入予定)		
船長 (実測)	m	船幅 (実測)	m
備考			

(注) 返信用封筒2通を添付してください。(各々に80円切手貼付、宛先を明記のこと。)

※印欄には、記入しないでください。

共同利用者名簿

1	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
2	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
3	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
4	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()

※4名まで登録することができます。